

埼玉県青少年健全育成条例の一部改正について（報告）

経緯

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が成立
 【公布日】令和4年6月17日
 【施行日】令和7年6月1日

改正の概要

「懲役」及び「禁錮」を廃止、
新たに「拘禁刑」を創設

青少年健全育成条例

第28条（罰則）の「懲役」を「拘禁刑」に改める

【施行日】令和7年6月1日（改正法の施行日と同日）
 ※県議会（12月定例会）報告
 「刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」

青少年健全育成条例

改正後

（罰則）
 第28条 第19条第1項の規定に違反した者は、2年以下の**拘禁刑**又は100万円以下の罰金に処する。
 第28条の2 第17条の8第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の**拘禁刑**又は50万円以下の罰金に処する。
 第28条の3 第17条の4第1項又は第2項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に違反した者は、6月以下の**拘禁刑**又は50万円以下の罰金に処する。

改正前

（罰則）
 第28条 第19条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 第28条の2 第17条の8第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 第28条の3 第17条の4第1項又は第2項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。